西東京市におけるいじめ防止等に関する取組について

西東京市教育委員会では、平成25年度に策定されたいじめ防止対策推進法、平成26年度に 策定された東京都いじめ防止対策推進条例等を踏まえるとともに、平成27年度の西東京市いじ め防止対策推進条例の策定を受け、これまで市の行ってきたいじめ防止等に向けた様々な取組の 一層の充実を図り、より効果的な対策を進めていく。

なお、平成27年度に開催された西東京市総合教育会議において、いじめへの対策は重点施策 と位置付けられた。

1 これまでの教育委員会の対応

(1) 「いじめ対応 西東京の約束」に基づく対応の実施〔平成26年度〕

15日以内の解決を目指して、「いじめられている子供」を全教職員で守る、「いじめている子供」に謝罪させる、「いじめられている子供」「いじめている子供」双方の保護者に連絡する等、市として統一した組織的対応を実施する。

- (2) 学校いじめ対策委員会の設置〔平成26年度〕
 - 学校は、いじめの事実又は疑いを把握した場合は、速やかに本委員会を開催し、組織的な対応を行う。
- (3) 学校におけるいじめ問題に関わる研修の実施 [平成26年度] 教員及び学校のいじめ問題に関わる対応力の向上を図るため、年3回、校内研修を実施する。
- (4) 西東京市いじめ防止対策推進条例に係る周知 [平成27年度] 市報等の媒体やリーフレット等の作成資料により、児童・生徒や保護者等、広く市民へ周知した。
- (5) **学校におけるいじめの早期発見のための児童・生徒アンケートの実施〔平成27年度〕** いじめの早期発見・早期解決を図るため、各学校において年3回、アンケートを実施する。
- (6) スクールアドバイザーによるいじめの認知及び対応状況の把握〔平成27年度〕 各学校において認知したいじめとその対応は、スクールアドバイザーに集約される。
- (7) 西東京市いじめ防止対策推進条例の策定〔平成28年1月1日施行〕 西東京市として国の法律や東京都の条例をどのように具現化していくかを示すものである。
- 2 平成28年度における新規事業
- (1) 西東京市いじめ防止対策推進基本方針の策定〔平成28年4月1日施行〕

市、教育委員会、学校、家庭、地域住民、関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法や市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策の総合的かつ効果的な推進を目指す。

(2) 西東京市いじめ問題対策連絡協議会の設置及び開催

市いじめ防止対策推進条例第 10 条に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体 (学校、保護者、警察、児童相談所、保健所、市、市教育委員会等) との連携を図るために設置する。

(3) 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置及び開催

市いじめ防止対策推進条例第 11 条に基づき、西東京市いじめ問題対策連絡協議会との連携の下、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするために、市教育委員会の附属機関(学識経験者、弁護士、心理、福祉等)を設置し、年 2 回開催するとともに重大事態が発生した際には緊急に対応する。

(4) 電話相談窓口〔ゆうやけ電話相談〕の開設

悩んでいることや困っていることを話せないでいる子供の窓口として、教育指導課スクールアドバイザーが対応する直通の電話相談を実施する。【6月28日より開始】

日 時 平日の午後4時30分から午後6時30分まで

電話番号 042-439-4112

(5) いじめ問題に関する教員研修の実施

いじめ問題に関する教員及び学校の対応力の向上を図るため、職層や職務、役割に応じた研修(校長研修、スペシャリスト研修、初任者研修等)を実施するとともに、校内研修の実施を促す。

(6) いじめ問題に係る学習用デジタルコンテンツの配信

小・中学校におけるいじめに関する授業で活用できるよう、短編ドラマ仕立ての情報モラル教材のデジタルコンテンツ(第1弾 LINEの活用に関わるトラブルや注意点)の配信を行う。

(7) いじめ防止のための弁護士による授業の実施

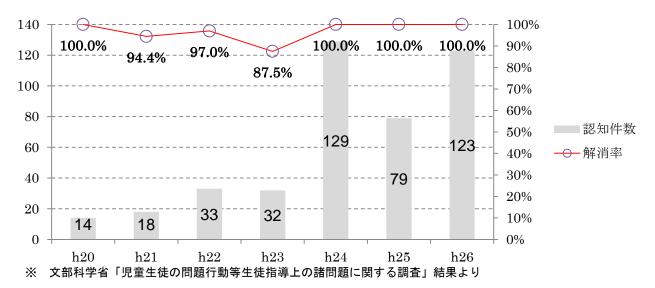
東京弁護士会の協力の下、法律の専門家である弁護士が、全中学校第1学年生徒を対象に、いじめは 重大な人権侵害であることについて、分かりやすい例示を含めた授業を実施する。

(8) スクールアドバイザーの拡充と学校いじめ防止対策委員会への派遣

学校や教員のいじめ問題に関わる対応力の向上を図るため、スクールアドバイザーを1名から2名に 拡充するとともに、各学校において開催される学校いじめ防止対策委員会に派遣し支援・助言を行う。

3 西東京市立学校におけるいじめの認知件数及び解消率*1の推移

(1) 小学校



(2) 中学校



※1 解消率 解消率とは、認知件数に占める「解消した件数」及び「一定の解消が図られたが継続 支援中の件数」の割合のこと。 算出に使用する件数は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までのものである。